

第四章 産業と流通

第一節 生産と流通

一 細川藩時代の殖産興業と流通

一 蘭草の栽培と畳表の生産

職制と殖産

江戸幕府の職制には、作事奉行の下に、「畳奉行」が置かれ、さらに「畳蔵門番人」・「畳方手代」が配置されている。作事奉行は、工作営繕の管理にあたる奉行として、寛永九年（一六三二）に新設され、「畳奉行」以下三職がその管掌下に置かれた。畳表は、江戸城や江戸藩邸・武家屋敷・町屋などの「住」空間にとって重要な生活必需品であった。

表5—13は、「細川藩職制」であるが、その内容を細かにみていくと、元和十年（一六二四）段階では、漆洪奉行・油蠟燭奉行・炭薪奉行・材木奉行・古木竹葭縄葛奉行・柚奉行・鍛冶奉行・畳奉行・白土奉行・金山惣奉行などの奉行名が散見される。藩の職制と領内の漆洪・油・蠟燭・薪炭・材木・古木・竹・葭・縄・葛・柚・鍛冶・畳・白土・金などの殖産（食材・

燃料・建築資材・鉄工・工芸・貨幣）とが密接に職掌化されている。

このような殖産諸奉行の中から、ここでは「畳奉行」を一例として見てみよう。

畳奉行と畳表買い付け 幕府の職制に「畳奉行」があつたように、豊前細川藩の職制にも前述のように「畳奉行」がいた。

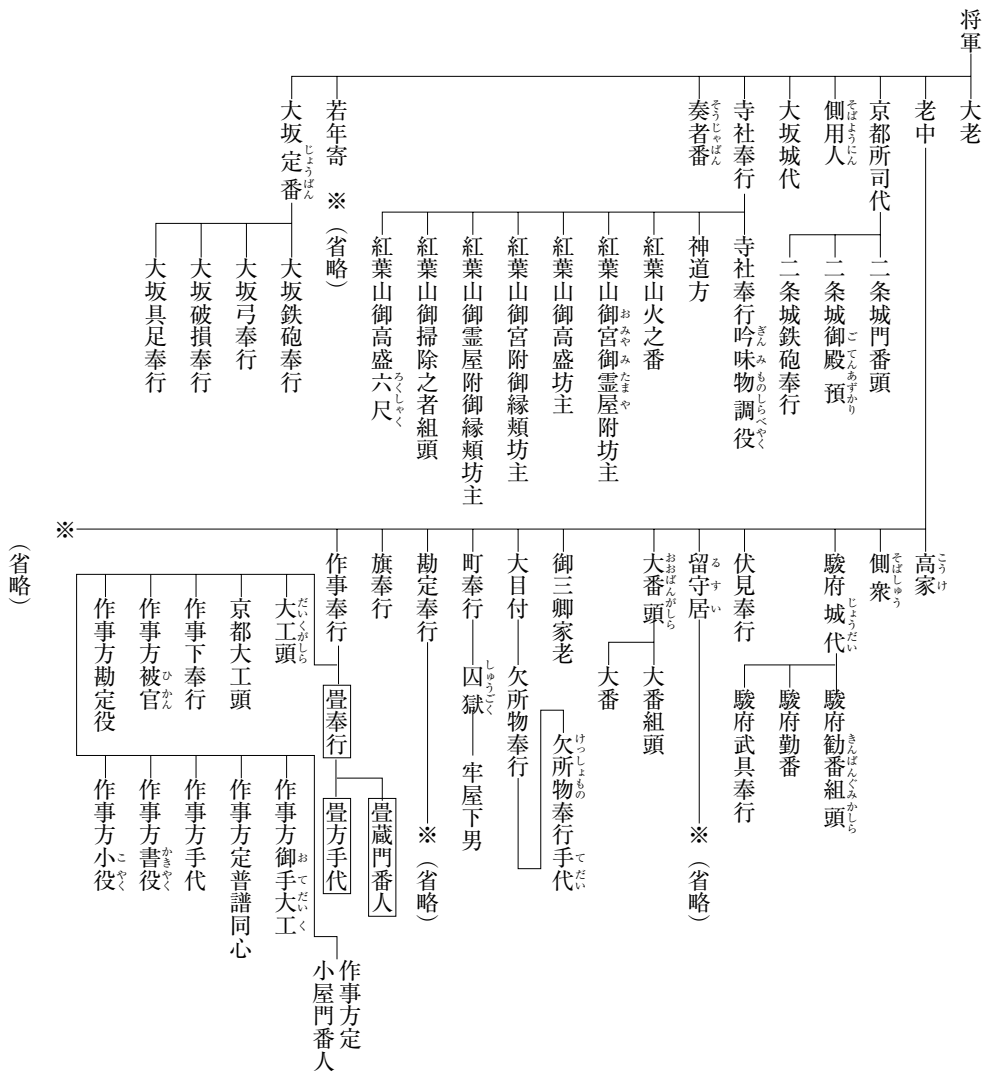
元和七年（一六二二）の「御印帳」（熊本大学史料叢書『細川忠利裁可文書』）の六月晦日の条に、「一、御畳奉行末村九右衛門・松村源六兵衛仰せ付けられ候事」とある。同年（一六二四）の「諸奉行帳」（永青文庫所蔵）には、奉行の実名は明記されていないが、「一、畳奉行 一、へり布并畳指上中下日積仕るべき事」とある。つまり、畳奉行は、へり布の品定めや畳指（畳刺）職人の上・中・下の日積など、畳の表打（営繕）に関する職掌であつた。

領内に蘭田がなく、蘭草の栽培と畳表の製作が行われていない時期には、備後表と七島蒔が他領から移入された。元和八年（一六二二）の「忠利裁可」に、

奉行 覚

一、畳の表上下をつもり、来年八、九月の時分、奉行にとも（頼・備後国沼隈郡）へ目録を持たせ調申すべく候。へりいにも宗立様（細川忠興）の時のごとく申し付くべき候事。

表5 12 幕府の職制（その一部）



とある。元和九年（一六二三）八、九月ごろ、藩は、豊奉行を備後表の生産地轄に派遣し、豊表を買い付けている。

備後表の主産地の一つは、備後国（広島県）の沼隈・御調両郡であった。室町時代の天文・弘治年間（一五三二～五八）には、この地域で、すでに蘭草が栽培され、蘭の長い茎を用いる引通表が織られていた。

慶長五年（一六〇〇）、沼隈郡屋名南村の長谷川新右衛門が中指表（現在の中継表）の織法を考案し、短い蘭草も活用できるようになり、豊表の生産が増大した。当時、この地域には備後表の織機が七七二台あった。

同七年（一六〇二）、広島藩主福島正則（安芸・備後両国四万八〇〇〇石）は、幕府へ備後表三一〇枚を献納するとともに、豊表改役四名を任命し、規格を定め、生産の奨励をしたので、備後表は江戸や京都で一躍有名になった（『舜舊記』）。

表5-13 細川藩職制〔諸奉行帳〕により作成

元和十年（一六二四）	寛永五年（一六二八）
惣奉行 横目 公事聞 賄惣奉行 町奉行 知行方奉行 借米銀并懸銀割符奉行 小物成并加判奉行 天主之道具并小物成納奉行 武具奉行 算用奉行 郡奉行 代官 拾郡之横目 拾郡之山奉行 使者客人賄奉行 蔵奉行 闕所米過怠米其外集米銀奉行 并錢奉行 惣銀奉行 造作銀算用奉行 切米取之遺銀算用奉行 諸職人称立奉行 買物奉行	惣奉行 横目 公事聞 惣積奉行 町奉行 知行方奉行 惣銀米奉行 殿主之道具并小物成請取奉行 武具奉行 算用奉行 郡奉行 代官 塩代官 郡横目山奉行 使者客人賄奉行 蔵奉行 惣銀奉行 職人奉行 買物奉行

漆奉行 油蠟燭奉行 炭薪奉行 明家明屋敷并闕所奉行 下台所奉行 掃除奉行 人足奉行 鉄芋其外普請道具奉行 普請奉行 留主之役人改奉行 作事惣奉行 材木奉行 古木竹葭繩葛奉行 杣奉行 鍛冶奉行 畳奉行 白土奉行 進物之帳付 船手之惣奉行 浦奉行 京二て調物奉行 大坂米奉行 金山惣奉行 鉄炮之葉合奉行 船作事奉行	漆奉行 油蠟燭奉行 炭薪奉行 明家奉行 明屋敷奉行 下台所奉行 掃除奉行 人足奉行 鉄芋其外普請道具奉行 普請奉行 留主之役人奉行 材木奉行 古木竹葭繩葛奉行 杣奉行 鍛冶奉行 畳奉行 白土奉行 船手惣奉行 浦奉行 京二て調物奉行 大坂米奉行 金山惣奉行 鉄炮葉合奉行 屋方船方作事惣奉行 味噌醬油奉行
--	--

物師賄奉行
馬具奉行
旅之掃除奉行
人割奉行
大坂にて公義御用調奉行
上台所奉行
膳奉行
表納戸奉行
奥納戸奉行
銀奉行
蘭田奉行

元和五年（一六一九）、福島正則改易後の福山藩主水野勝成（備後七郡）一〇万石の拝領高には畳表機役高が含まれていた。備後表には、幕府へ献上する「献上表」と幕府買い上げの「御用表」と一般販売用の「商用表」とがあった。元和八年（一六二二）、徳川秀忠は、堺の町人に畳表買入れを命じ、備後御用表九〇〇枚を買い上げている。

幕府への畳 豊前細川藩の「日帳」寛永元年（一六二四）八月
表 献 上 月五日の条に、

一、去年（元和九年）、江戸へ、御畳の面八百畳、とも（鞆）の興兵衛より上せ申候。其代銀去々年（元和八年）の直より少し高く御座候に付、去々年の並にさげさせ申すべきの由候へ共、年により直に高下これある儀に候間、興兵衛所よりの目録の前に代銀渡り候て然るべ

きの由、各吟味の上にて相渡され候事。

とある。すなわち、元和八年（一六二二）、同九年（一六二三）に、細川藩は、備後表八〇〇枚を幕府への献上表として鞆で購入し、現地のむしろしょう商興兵衛を通じて献上した。

寛永三年（一六二六）の「日帳」によると、同年五月十八日、藩命で薩摩へ買物に派遣された池田次兵衛と船頭林与右衛門が、赤つぐ綱三〇ぼう、黒つぐ綱一〇ぼうとともに七島むしろ蓆一四〇枚を購入して小倉に帰着している。

畳の作製のときに使う縁布（へり布）は、京都あたりから取り寄せていたようである。寛永五年（一六二八）の「日帳」の三月十八日の条に、次のように記されている。

一、京都より御畳のへり十端くだ下り申候を、御た、ミヤ平三郎（矢嶋平三郎）に渡申候。送状はこれなきに付、請取切手は重て仕るべき由、申され候事。

つまり、畳のへりの調達も畳奉行の管掌であった。

蘭草の栽培 寛永元年（一六二四）の「日帳」の八月四日のと畳表織製 条に、「吉田源七郎に今日より御畳の儀申し付けられ候」とあり、畳奉行として吉田源七郎が任命されている。

同五年（一六二八）の「諸奉行帳」には、「一、畳奉行[Tada]吉田源七郎」と、藩主細川忠利の印文がローマ字で押印されている。畳奉行は、藩主の任命であったのである。また、この「諸奉行帳」を更にめくっていくと「一、蘭田奉行[Tada toxi]

矢嶋平三郎〔Adachi Toji〕「手伝九拾三人」と記されている。蘭田奉行という、蘭田を管掌する奉行がいて、当初、矢嶋平三郎が任命されている。更に、手伝九三人も任命されたのである。

四年前の元和十年の「諸奉行帳」には、蘭田奉行という職制がないので、この四年間に、豊前と豊後の一部の細川藩領で蘭草の栽培と畳表の製造が始まり、藩は、寛永五年に、蘭田奉行と九三人にも及ぶ手伝を任命し、かなり大がかりな殖産興業策を推進したのである。勝山町域においても、このころ、蘭草の栽培が行われたものと思われる。

豊後における七島蘭は、寛文三年（一六六三）、府内の橋本五郎左衛門が薩摩国から琉球蘭を移植したと伝えられているが、すでに中世の文書の中に「七島田」という名称が散見されるので、薩摩からの伝来説は技術導入に関わることと思われる。

豊後杵築藩の七島蘭は、寛文年間（二六六一〜七三）に薩摩より府内藩、日出藩より杵築藩のルートで導入されたと伝えられているが、これも技術導入に関わるものと思われる。杵築地方は、細川氏の豊前・豊後にわたる三〇万石（実高三九万九千九百九十九石六斗）の藩領の一部であり、前述のごとく、元和十年から寛永五年までの間に、蘭草の栽培が始まったものと思われる。

現在、熊本県の八代地方は、日本一の畳表生産地である。肥

後表（熊本表）は、八代郡千丁村上士にある岩崎主馬守忠久の菩提寺向龍山大法寺の「永正二年（一五〇五）乙丑霜月、古閑測前の辺に初て蘭草を植て一郷の民にす」という記録を嚆矢とする。ここには、青庭神社として岩崎神社が祀られている。

肥後表の主産地の一つ八代地方で畳表の生産が盛んであるのは、江戸初期に細川忠興が、藩主として豊前・豊後（一部）地方に蘭草の栽培と畳表の生産を奨励し、寛永九年（一六三二）に八代に転封後も、その栽培と生産を八代地方に広めたためである。

二 米穀の生産と流通

大坂回米と蔵元

細川藩時代、勝山町域で生産された米は、収穫米の過半が年貢米として、行事川（現、長峽川）左岸の行事村（現、行橋市）へ人力や馬で駄送され、そこから船で、細川氏の城下町小倉へ回漕された。

領内各地から藩庫に収納された年貢米は、その一部が藩主や家臣層に消費され、残りの米は中央市場へ回漕された。当時の流通機構は、江戸と大坂を全国的規模での二大中央市場としたが、西国諸藩は大坂を主な米市場としていた。諸藩は、年貢米などの蔵物や特産物・専売品などを売却して、これらを換金するために、その売捌機関として大坂に蔵屋敷を設置した。蔵屋敷には、藩から派遣された「蔵役人」、蔵物の保管・出納を

する「蔵元」などの武士や町人がいた。

細川藩では、元和元年（一六一五）にはすでに、京都に京都調物奉行を、大坂に大坂米奉行を派遣している。そして、同七年（一六二二）には、大坂蔵元奉行として坂本仁兵衛・石本三介・岩田甚太郎が派遣され、小倉より大坂への積み登せ米のうち、その半分を蔵元の木屋理右衛門尉と舁屋孫十郎に売り捌きを請け負わせ、残り半分をそのほかの蔵元中に売り捌かせているのである（「御印帳」九月十二日、十月十一日の条）。

「諸奉行帳」の元和十年（一六二四）には、大坂米奉行として寺嶋平兵衛と金子嘉左衛門尉の名が散見され、寛永三年（一六二六）の「日帳」では、寺嶋平兵衛・仁保太兵衛・堀長兵衛・米田久助の四名が大坂米奉行として活躍している。また、同年の「日帳」には、「中津ノ大坂米奉行」として沖津右衛門・村上善九郎の名が見える。これは、本藩の細川忠利「小倉領」に對し、父忠興の隠居領である「中津御領分」が、大坂に独自の米奉行を置いていたことを意味するものである。なお、寛永五年（一六二八）の「諸奉行帳」によると、本藩の小倉領は、大坂米奉行のほかに、物書手伝五人と蔵子二人を蔵屋敷に置いていた。

江戸回米と買米

このように、細川藩は、中央市場の一つ大坂に、領内で生産された米穀や特産物を船なやもので積み登せ、蔵屋敷を中心に、これらの蔵物や納屋物を換金し

ていたが、大坂市場の米相場が下落し、江戸市場の米相場が高値のときには、大坂から江戸への転送、あるいは小倉から江戸への直送が行われた。

「日帳」の寛永元年（一六二四）十一月二十五日の条に、

一、江戸へ廻し申米四千五百石より米申付候付て、御代官・御借米奉行

衆、竹内吉兵衛等今池長右衛門に持せ遣候事。

とあり、また、同三年（一六二六）六月二十六日の条には、

一、江戸大廻りの御米舟五艘罷り戻り、御船頭衆手嶋茂太夫・上田惣吉・

村上新右衛門・加来久二郎・三宅清介、右五人登城・仕らせ候事。六

月四日に江戸を出船、昨二十五日にこの地着舟仕る由、申され候也。

とある。このように、寛永元年十一月二十五日には、大坂より江戸への回米四五〇〇石の転送が行われ、同三年六月二十五日には、小倉より江戸へ直送した回米船五艘が小倉へ帰港している。これは、「江戸の米価が一両に五石四斗五升」という高値で取引されているという情報に基づく、江戸直送米の積み登せであった。藩は、単に年貢米を換金するために回米を行っただけでなく、米価の隔地間格差による利潤追求も図ったのである。

このように、細川藩は、大坂や江戸への米穀の移出を行ったが、その一方で米と大豆の領内移入を原則として禁止した。ただし、雑穀の領内移入は許可した。これは、領内産の米・大豆の自給による領国経済を維持・推進するためである。しかし、

大風雨・洪水・旱魃・虫害などの飢饉や災害のため、領産米が払底したときは、藩は他所米や大豆・雑穀の買い入れを行った。

「日帳」の寛永三年七月九日の条に、

一、下ノ関にて御買米四百石これある由、舟瀬里兵衛申来候に付、四百石共に当津へ廻候へと申付候事。

とあり、同年七月十三日の条に、

一、下ノ関より御米百七十石買調、積買候由、桃田助右衛門・舟瀬忠三郎兩人申来候事。

とある。寛永三年七月、旱魃に見舞われた細川藩は、七月九日に四〇〇石、同十三日には一七〇石の米を下関で買い付けている。そして「日帳」の寛永四年（一六二七）五月十三日の条によると、藩は、米価が安値で取引きされている北国へ舟瀬里兵衛を遣わし、米の買い付けをさせたのである。

二 小笠原藩時代の生産と流通

一 年貢米の納入と米穀の流通

年貢米の藩庫納入

小笠原小倉藩六郡のうち、田川郡の年貢米は、赤池・糒・高原・採銅所・新所・糸・油須原の郷蔵に、勝山町域をはじめ、京都郡は行事蔵、仲津郡は大橋蔵（国作・惣社・国分・彦徳村・豊津町）と杵尾蔵（田中・徳永・些見・有久・徳政・下原・綾野・上坂・吉岡・上原・

光富・節丸村）、築城郡は椎田蔵、上毛郡・新田藩は八屋蔵と宇島蔵に、それぞれいったん収納され、そこから船や人馬で小倉城内の表蔵（勿橋蔵）に回漕された。そして、企救郡の年貢米は本蔵（勿橋蔵）に直送された。

村から郷蔵までの搬入は、五里（約二〇キロ）以内は百姓の自前、五里以上遠方の分は藩より駄賃が出たが、該当した村は田川郡の、それも一部の村だけであった。

図5-3は、幕末・維新期の作成と思われる「行事・大橋・宮市村絵図」（行橋市教育委員会所蔵）の復原図である。現在の行橋市の中心部を描いたこの絵図には、当時の町並みと、一軒一軒の家の名前が、その屋敷の大小まではつきり分かるように手書きされている。

行事川（現在の長峽川）河口の大橋側には、河岸に、長井手永や国作手永などの仲津郡の年貢米の一部をいったん収納する「御蔵所」（郷蔵）と「牢屋」があり、少し離れて「節丸手永宿」、もう少し離れて「国作治左衛門役宅」（国作手永大庄屋役宅）、「長井手永宿」がある。

一方、行事川河口の行事側には、やはり河岸に、京都郡の年貢米をいったん収納した「御蔵所」（郷蔵）と「牢屋」があり、その近くに「黒田手永宿」・「久保手永宿」・「新津手永宿」・「延永手永宿」など京都郡の四手永宿が軒を並べている。少し離れて河岸に「御郡屋」があり、行事浦川橋の近くに「社倉蔵」が